

令和５年度

熊本市エイズ総合対策 報告書

令和６年（２０２４年）４月

熊本市 感染症予防課

熊本市エイズ総合対策 報告書

目次

1	エイズ及び性感染症関係統計	1
2	令和5年度熊本市エイズ対策事業報告	
(1)	令和5年度熊本市エイズ及び性感染症対策事業	8
①	正しい知識の普及啓発（青少年、MSM、一般市民、他）	
②	検査相談体制	
③	医療体制及び生活支援体制	
④	推進体制の整備	
(2)	令和5～令和9年度HIV感染および性感染症の予防対策（評価）	13
①	HIV抗体検査数の増加	
②	熊本市ホームページ（HIV検査等のページ）の閲覧数の増加	
③	新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合の減少（新規）	
(3)	令和5年 検査利用者の状況について（受検者アンケート結果）	16

（参考資料）

- 情報「エイズ動向委員会報告」（R6. 3. 26 発表）
 - 第162回エイズ動向委員会（R5年 第3・4四半期）委員長コメント
 - 令和5年 HIV感染者・AIDS患者の年間新規報告数（速報値）
 - 令和5年第4四半期までのHIV感染者及びエイズ患者の国籍別、性別、感染経路別報告数
- 熊本市エイズ総合対策推進会議設置要綱

別紙 ボランティアグループについて

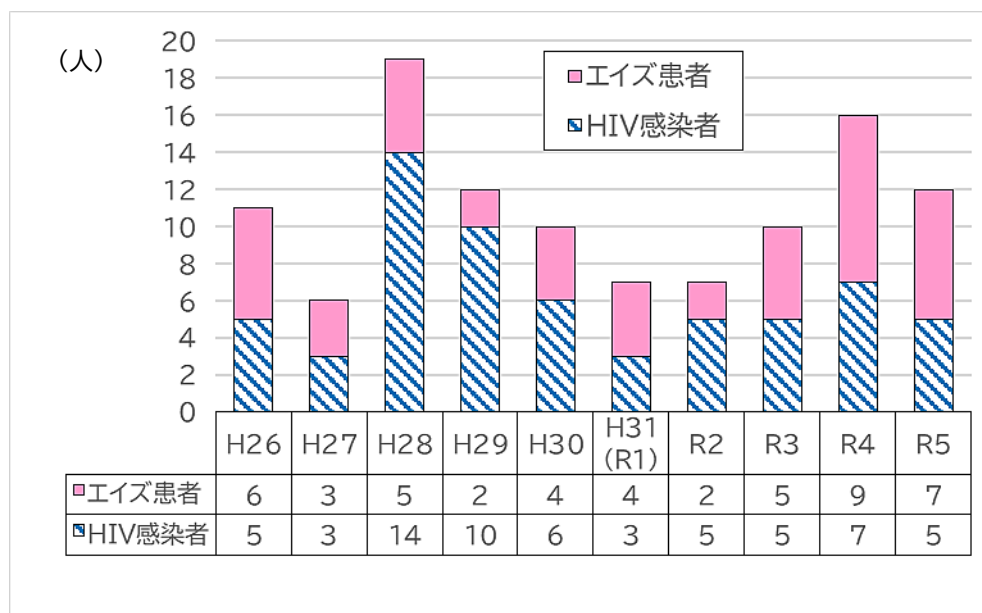
1 エイズ及び性感染症関係統計

(1) 【熊本県】新規H I V感染者及びエイズ患者報告数推移

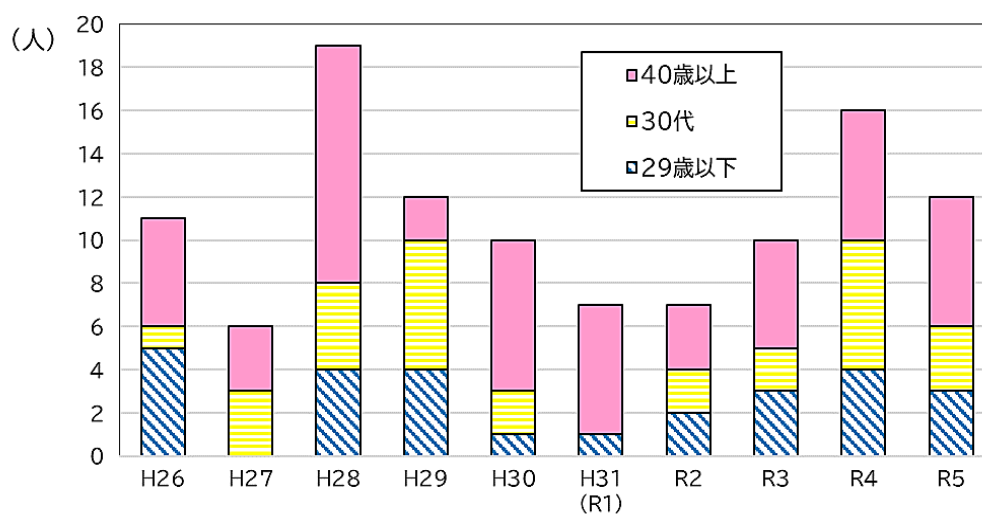
① 令和5年の熊本県の新規H I V感染者は5人、エイズ患者は7人であった。

新規H I V感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者数の割合は、58.3%（12人中7人）であり、令和4年の56.3%（16人中9人）と比較し高かった。

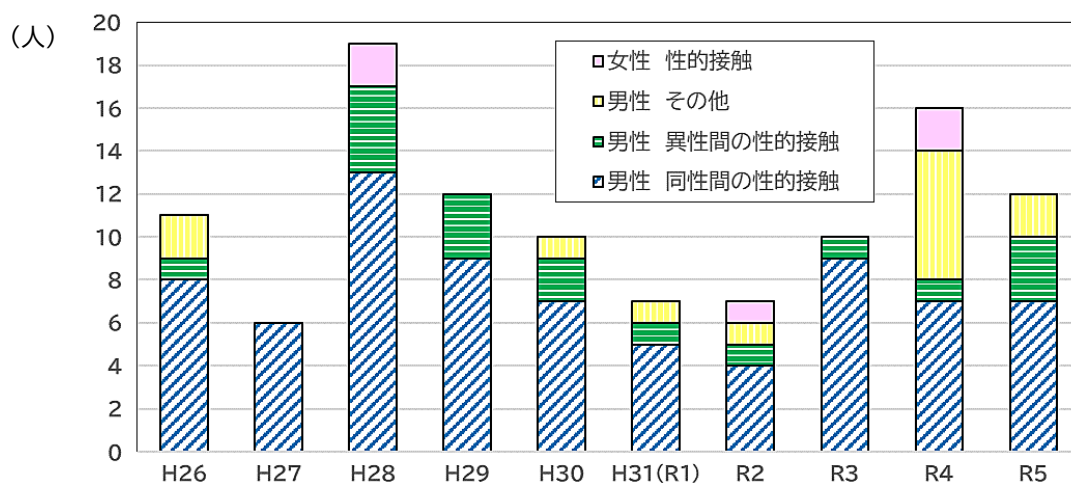
発症前に感染を発見し早期治療へつなげるため、今後もより一層、検査の普及啓発に力を入れ、検査体制を強化していく必要がある。



② 年齢別では、40歳以上が全体の半数を占めていた。また20代と30代は同数であった。（20代3人、30代3人）

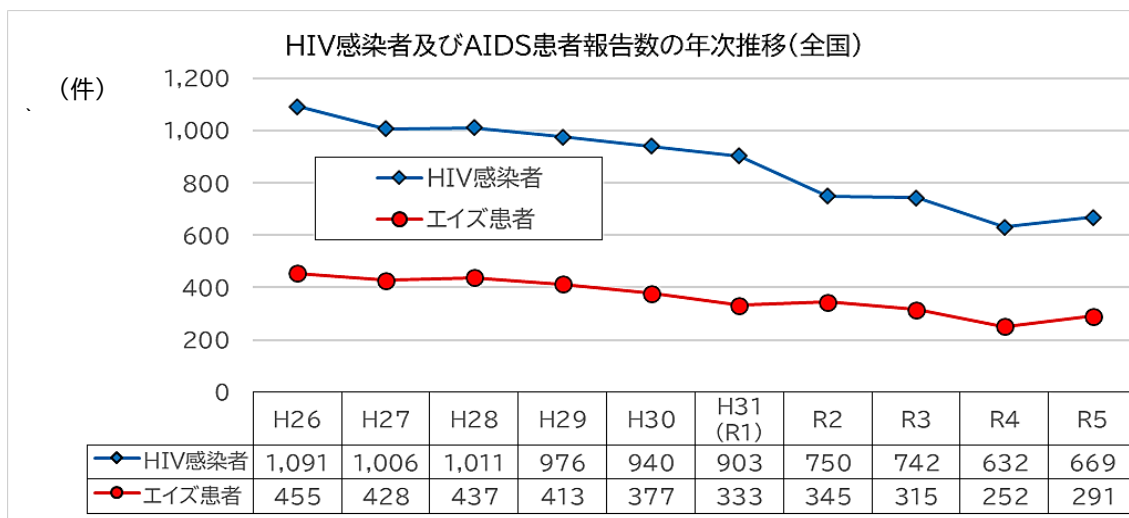


- ③感染経路別では男性同性間の性的接触が最も多かった。(12人中7人)
 今後もMSM(男性と性行為を行う男性)対策の継続が必要である。



(2) 【全国】新規HIV感染者及びエイズ患者報告数推移

新規HIV感染者と新規エイズ患者報告数について、令和5年は960件で、令和4年の884件より増加した。



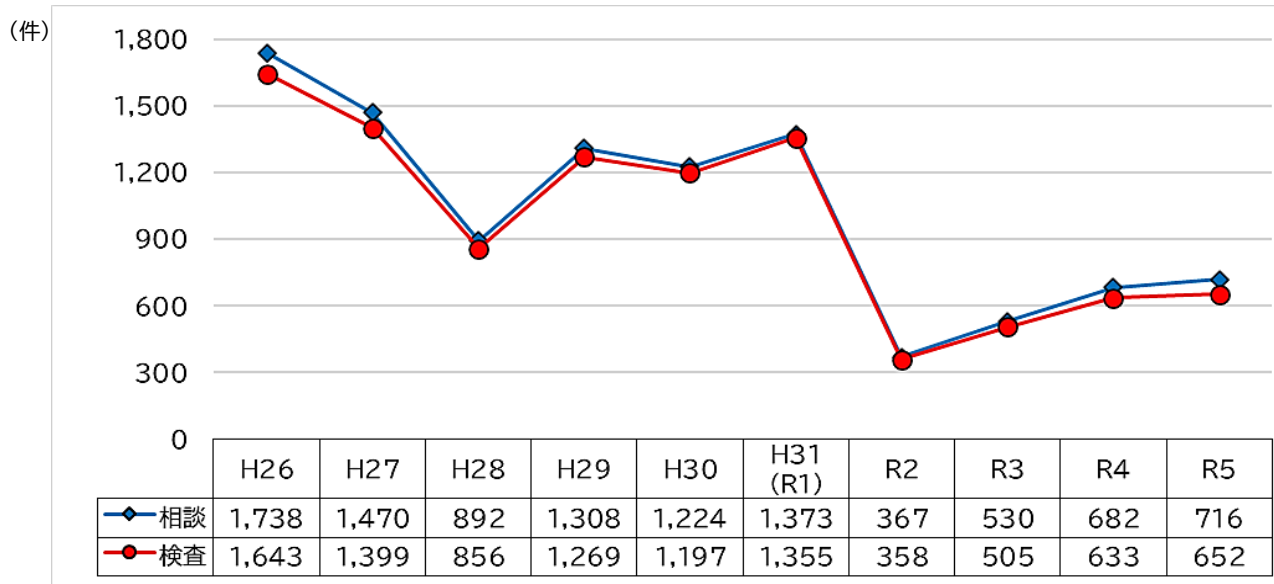
*R5年は速報値

熊本県は全国と比較し、エイズ患者の割合が高い傾向にある。HIV感染症の早期診断のためには、検査や相談体制についての更なる周知が重要である。

新規HIV感染者・エイズ患者報告数に占める エイズ患者の割合	熊本県	全国
令和3年	50.0%	29.8%
令和4年	56.3%	28.5%
令和5年	58.3%	30.3%

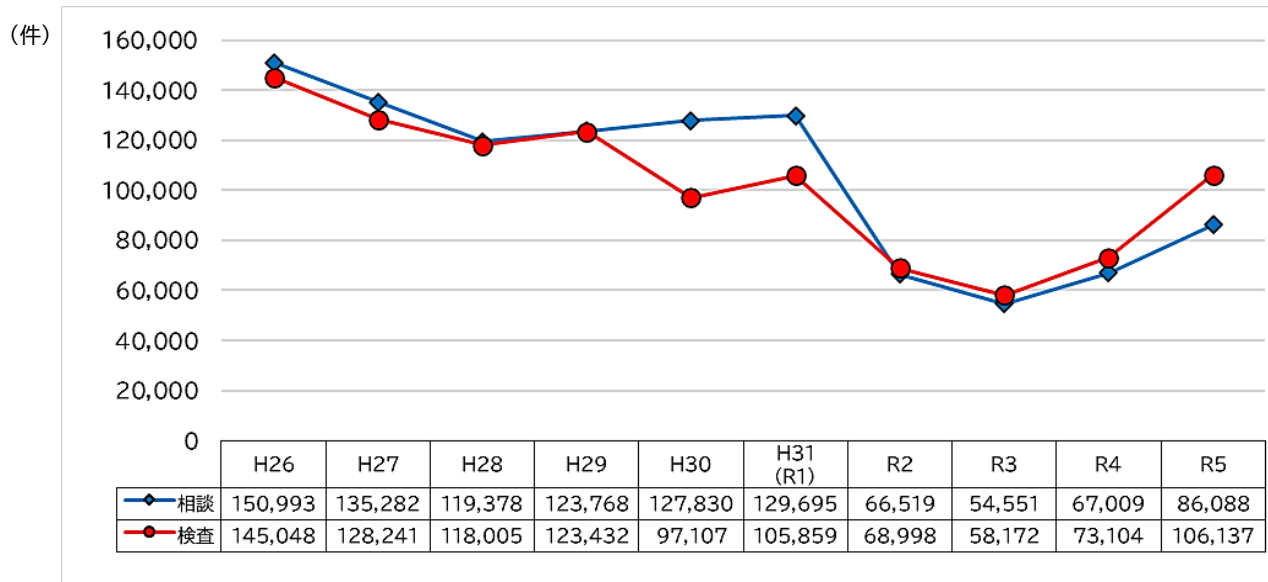
(3) 【熊本市】エイズ相談・H I V抗体検査件数

令和5年のエイズ相談件数は716件、H I V抗体検査数は652件であり、令和4年から増加している。令和2年以降、新型コロナの影響により、相談・検査体制の縮小や受検者の検査控えなどがあったため件数は減少していたが、新型コロナの5類定点への移行、インターネット（市ホームページ、市公式LINE・Twitter など）を利用した広報等により、増加したと考えられる。



(4) 【全国】保健所などにおけるエイズ相談・検査件数

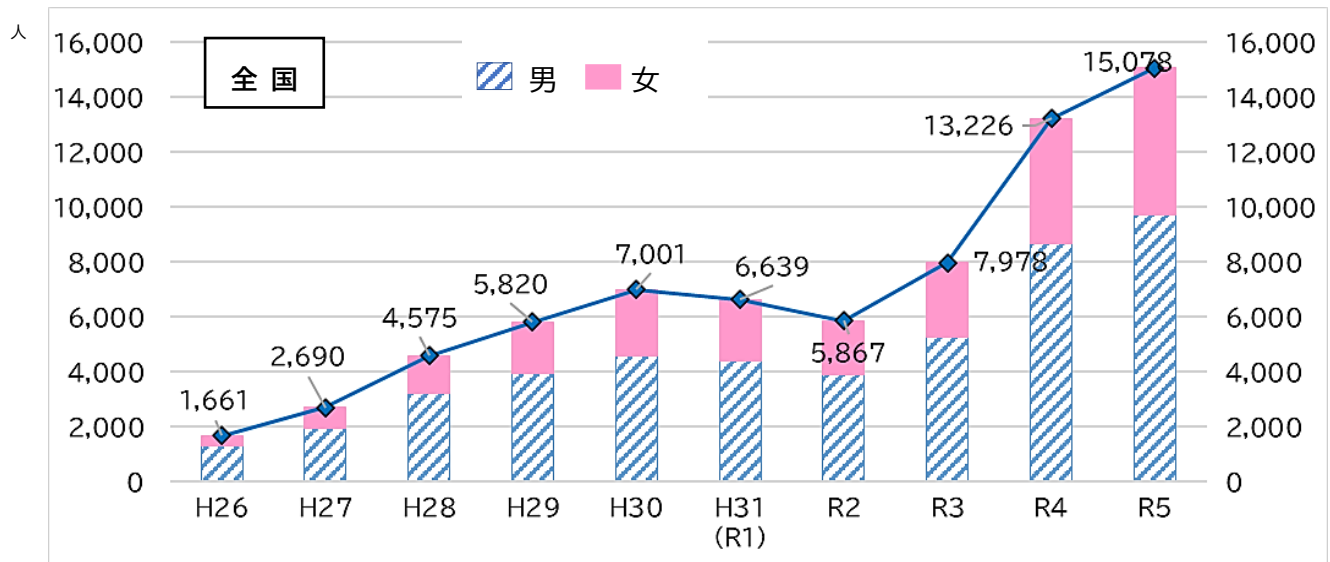
新型コロナの5類定点への移行に伴い、全国の件数は増加傾向にある。



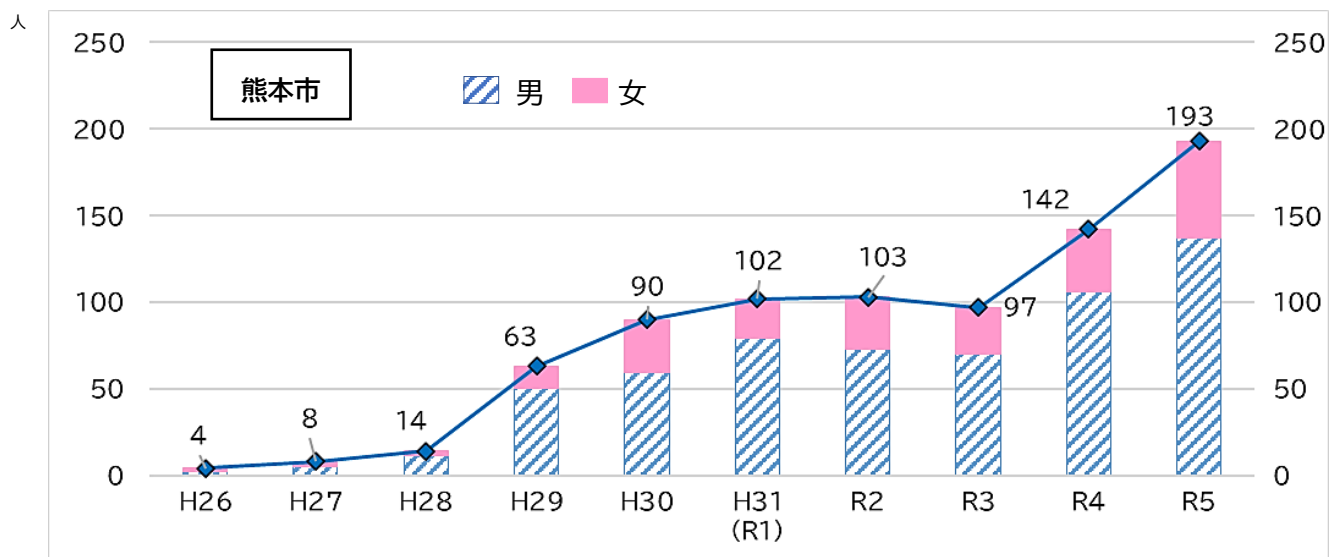
【出典】（全国、県の統計：厚生労働省エイズ動向委員会によるエイズ発生動向年報及びエイズ動向委員会報告）

(5)【全国・熊本市】梅毒（全数把握）の動向

令和5年の全国の梅毒の報告数は15,078人となっており、今の制度で統計を取り始めてから最多の患者数となっている。全国では平成23年頃から増加傾向となり、令和元年から令和2年に一旦減少したものの、令和3年以降大きく増加している。

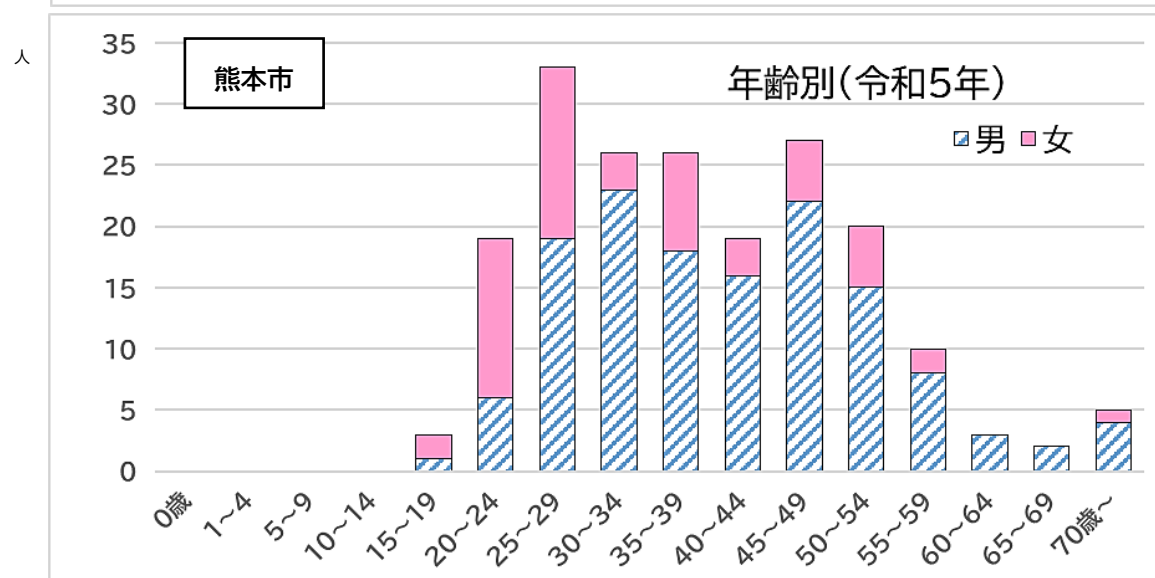
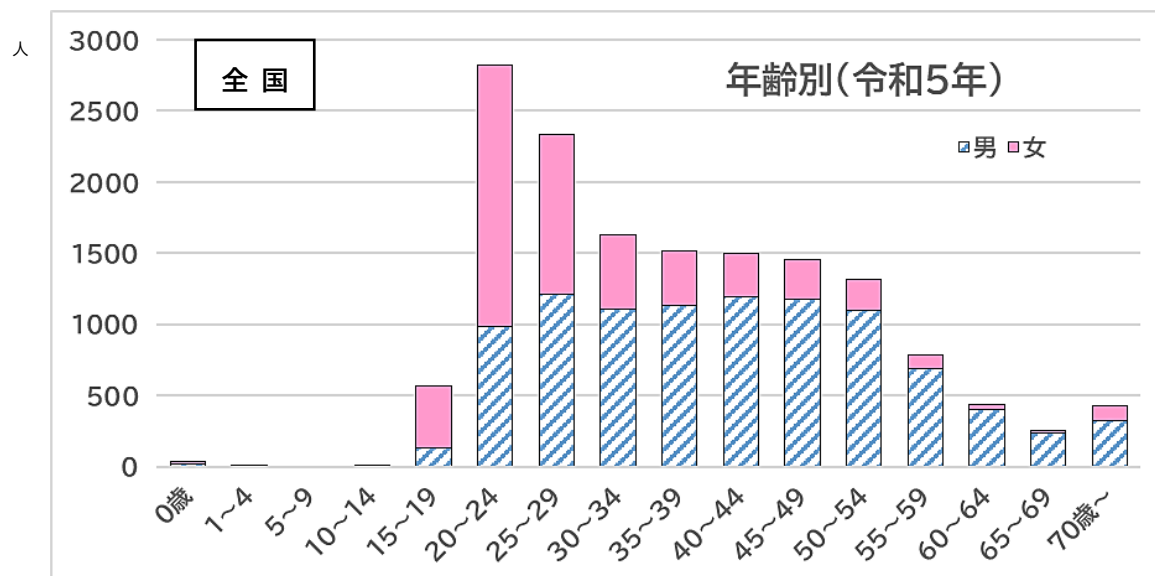


熊本市においても報告数は急増しており、令和5年の報告数は193人と昨年の報告数を大きく上回っている。

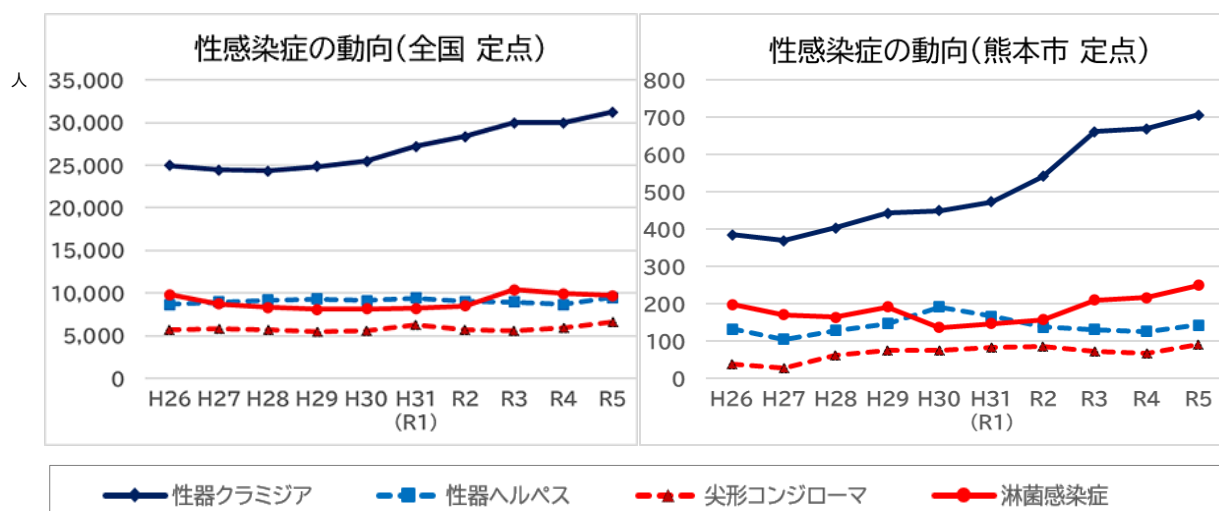


全国、本市とも、年齢別では、男性は20代から50代、女性は20代の報告数が多い。また、女性の感染者の増加に伴い、国内では先天梅毒の報告数が増えていることから、本市でも今後注視していく必要がある。

※全数把握：梅毒は、診断した医師からの7日以内の届出により把握



(6) 【全国・熊本市】性感染症(定点把握)の動向

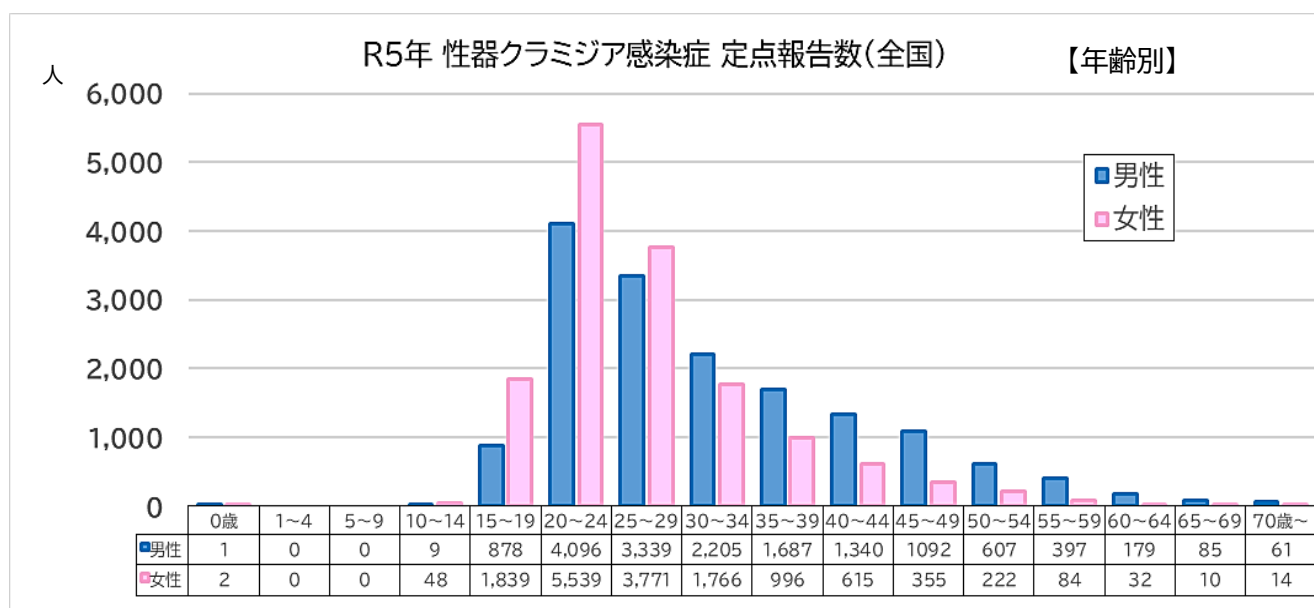


全国的に4疾患とも、ほぼ横ばいで推移していたが、性器クラミジアは令和元年から増加傾向が見られる。熊本市においても、令和2年から性器クラミジアが増加している。また、淋菌感染症が令和3年から増加傾向にある。

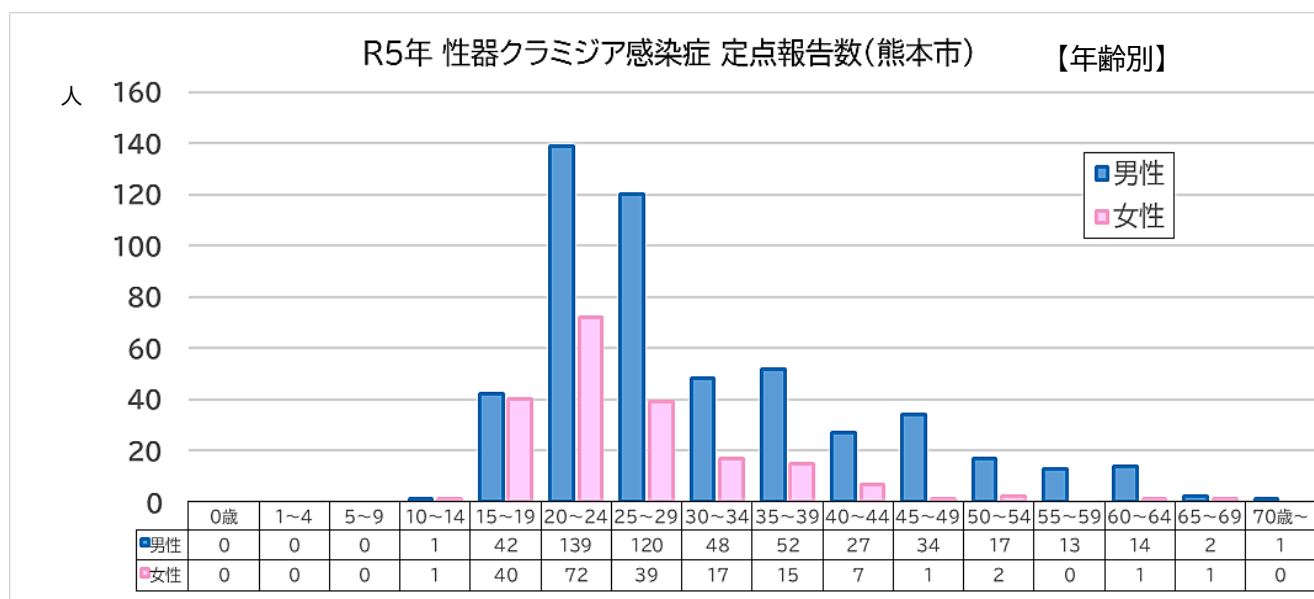
※定点把握：STD 定点医療機関から月1回の報告により、発生状況を把握。（熊本市 STD 定点数 6）

（7）【全国・熊本市】性器クラミジア・淋菌感染症 定点医療機関報告数

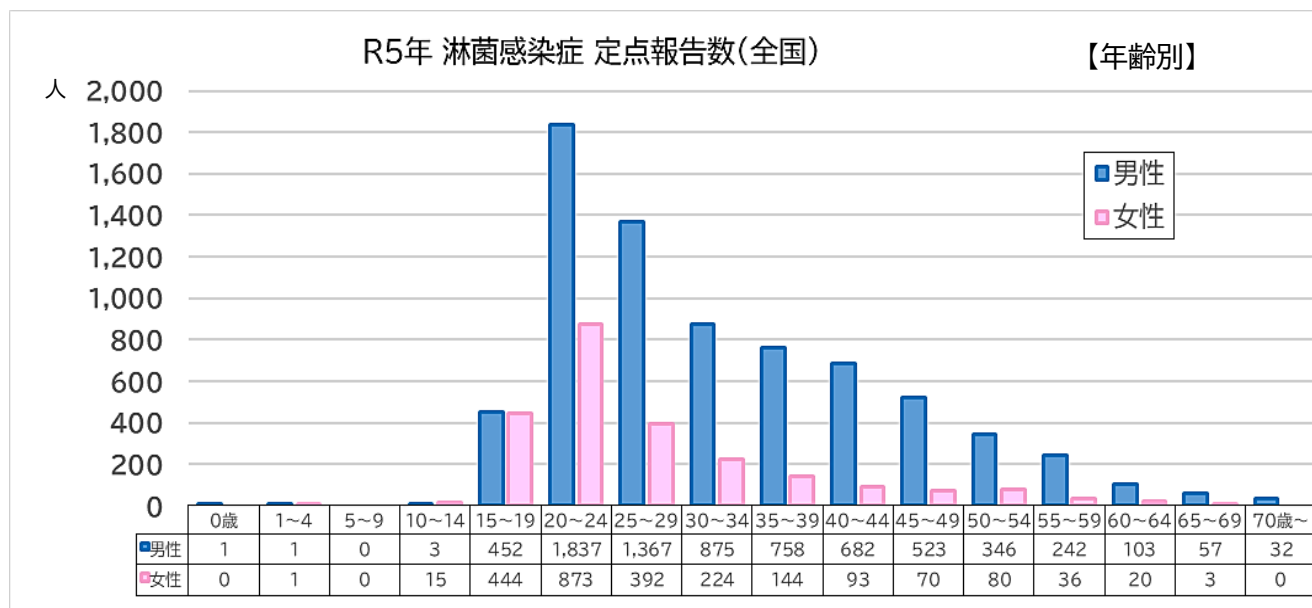
全国のクラミジア報告数は20代男女で最も多く、10代の報告数も増加傾向にあるため、若い世代への啓発が必要である。



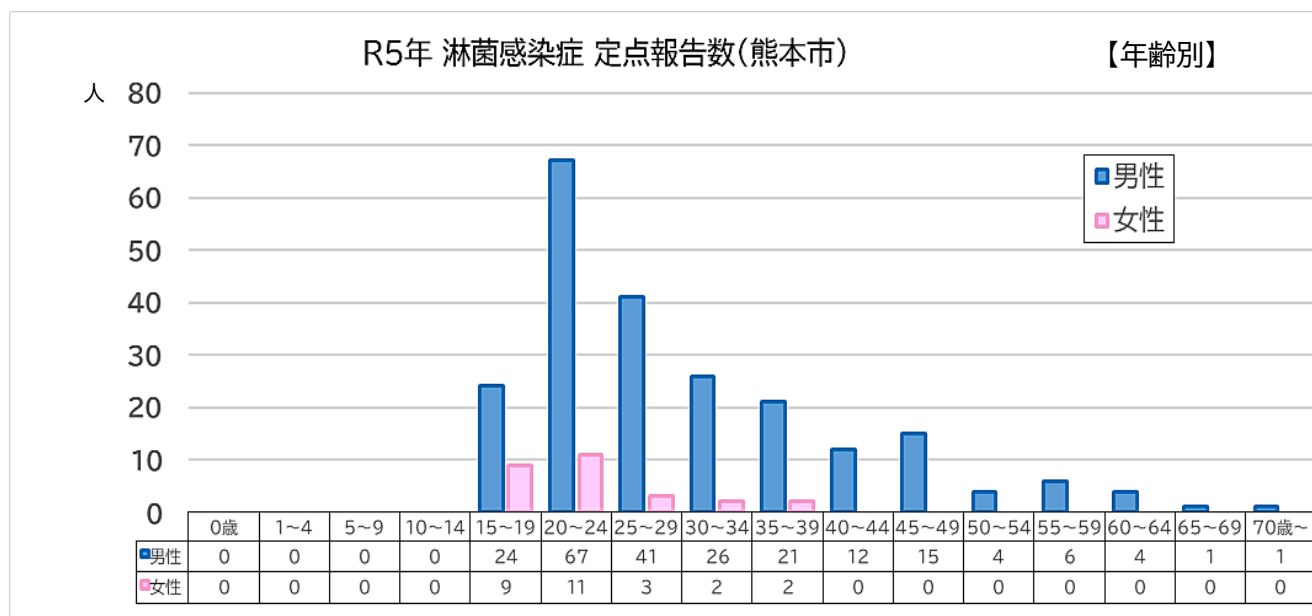
熊本市の報告数においても、男女ともに20代が最も多いが、全国同様、10代の報告もあり、今後も青少年への感染予防啓発が必要である。



全国の淋菌感染症の報告では、全体の約 75%を男性が占めており、特に 20 代男性が多い。



熊本市の淋菌感染症の報告では、全体の約 9 割を男性が占めており、全国と同じく 20 代男性の報告が多い。10 代の報告も見られることから、青少年への感染予防啓発が必要である。



2 令和5年度 熊本市エイズ対策事業報告

(1) 令和5年度 熊本市エイズ及び性感染症対策事業

① 正しい知識の普及啓発

【青少年】教育委員会や学校と連携し、エイズ・性感染症予防啓発を行った。

【教育関係】

- 高校・専門学校への講師派遣事業 3回 1,550人（高校2、専門1）
- 出前講座（性感染症予防講座） 3回 454人（中学3）

【啓発活動】

- ピアエデュケーターとの協働 熊本大学保健学科、養護教諭養成課程学生（熊本大学ピアカウンセリンググループ「くまぴあ」）

啓発物（インスタグラム）制作



kumadai_kumapia みなさんこんにちは！🌟

熊本大学医学部保健学科公認サークルくまぴあです👏🔥

この投稿ではHIV/エイズの簡単な紹介をしています！
HIV/エイズについて知ってもらえたら嬉しいです！😊

また、熊本市では12/10に予約制でHIV即日検査(結果が当日にわかる)を実施します🌟
受検希望の方は投稿の「HIV検査」のQRコードを読み取ってご予約ください！

#hiv
#エイズ

- 「はたちの記念式典」会場に啓発ポスターを掲示、啓発グッズ配布

【啓発物作成・配布】

- 啓発物配布（研修会、見学時など）
- 医療機関等へパンフレット提供（購入分）

【外国人】

- 外国人受験者向け検査前説明プリント及び結果説明プリントの活用
- 外国語パンフレット配布
- 市ホームページでの情報提供（英語・中国語・韓国語に変換可）
- タブレットを使用し、翻訳アプリを利用

【MSM（男性間で性行為を行う者をいう。以下同じ）】

セクシュアリティに配慮しながら啓発活動や検査相談事業を行っている。

【熊本のゲイ支援サークル「Safety Blanket」との協働】

サークル代表者との情報交換やゲイコミュニティへの啓発等を行った。

- H I V 検査普及啓発：Safety Blanket より SNS にて特例検査等の周知
- 検査普及週間及び世界エイズデーに合わせて特例検査案内チラシの配布を依頼

【検査・相談】

- 相談室にMSM向けパンフレット及びステッカー添付コンドームの陳列（持ち帰り自由）
- 20代～50代の男性を対象に、市公式LINEにてH I V・エイズに関する基礎知識や保健所でのH I V検査についての情報を配信

【その他】

- HIV 検査相談の案内ページに、関連情報とともに、ゲイ・バイセクシャル男性向け情報を掲載
- 市内のゲイバー6ヶ所に、特例H I V検査案内チラシを送付

【性風俗産業従事者利用者】

一般市民へのアプローチを行う中で情報収集や啓発を行っている。

- 検査相談利用時に個別に情報提供

【薬物乱用者】 一般市民へのアプローチを行う中で、情報収集や啓発を行っている。

- 情報収集

【一般市民】

主に働く世代の若者をターゲットとして、関係各課や各種団体と協力しながら、啓発物の配布・掲示や広報を行った。

【マスコミ・広告】

- ラジオ広報：4回
- 市政だより：2回（6月号及び12月号）
- 取材対応：テレビ1回
- 市役所・区役所 窓口番号案内モニターにて啓発動画を放映：R5年6月

【啓発物作製・配布・掲示】

- HIV検査案内チラシ・カードの作成・配布 随時
- 保健所にて啓発パンフレット・グッズ等配布 随時
- 「HIV検査普及週間」及び「世界エイズデー」に合わせてウェルパルクまもと1階ロビーに啓発パンフレット・グッズ等を配置
- 世界エイズデー啓発ポスターによる啓発
配布先：市内中学校 51・高校 33・大学 9・専門学校 30・その他（自動車学校等）
- HIV検査広報ステッカー掲示
本庁舎トイレ、ウェルパルクまもとトイレ、市電車内への掲示
- ウェルパルクまもと1階窓側にHIV・エイズの基礎知識やHIV検査普及週間、世界エイズデー、特例検査等について啓発用垂れ幕を設置
- 市公式X（旧Twitter）、LINEにてHIV・エイズに関する基礎知識や保健所でのHIV検査についての情報を配信

【イベント】

- エイズ啓発パネル展 ウェルパルクまもと1階玄関ホールにて
 - ・6月 HIV検査普及週間前後に展示
 - ・12月 世界エイズデー前後に展示
- 「HIV検査普及週間」及び「世界エイズデー」に合わせて熊本城天守閣のライトアップ（赤色）
R5年6月3日 及び 12月8日 日没～22：00



【ホームページ】

- 熊本市ホームページ及び携帯電話ホームページサイトを利用した情報発信、ホームページ内容の改善・随時更新
- ※熊本市ホームページ内「熊本市HIV（エイズ）検査・相談」（スマートフォン対応）URL https://www.city.kumamoto.jp/hpkiji/pub/Detail.aspx?c_id=5&id=3355
- アクセス数（件） スマートフォン用QRコード↓
「熊本市HIV（エイズ）検査相談」
R5年 14,203（月あたり約1,184件）
「WEB予約受付について」
R5年 6,684（月あたり約557件）



②検査相談体制

【検査相談体制】

●エイズ相談・検査

即日検査（予約制） 火～木曜日 9：00～11：00

※R4年2月からWEBでの検査予約受付開始

●特例検査・臨時検査 日曜に即日検査を臨時で行った（2回）。

①令和5年6月4日（日）受付13：30～14：30 受検者16人

②令和5年12月10日（日）受付13：30～14：30 受検者14人

※2回とも予約制（定員20人）で実施

【令和5年1月～12月実績（件）】

相談数 716 検査数 652 梅毒検査 627

・日曜（再掲） 相談数 30 検査数 30

【相談業務の充実（研修会参加等）】 ※すべてオンライン研修

令和5年度HIV／エイズ基礎研修会 令和5年6月23日 2名

令和5年度HIV検査相談研修会 令和5年8月17日、18日 1名

青少年エイズ対策研修会 令和5年10月27日 2名

九州ブロックエイズ診療ネットワーク会議 令和5年9月28日 2名

九州ブロックエイズ拠点病院研修会 令和5年10月13日 2名

③医療体制及び生活支援体制

【医療体制】 検査陽性時に拠点病院の受診に同伴（希望時）

感染者・医療担当者との情報交換

【生活支援体制】 必要時、ホームヘルパー等にHIVに対する正しい知識を提供

【福祉制度】 身体障害者手帳及び自立支援医療（更生医療）による医療費

助成・福祉サービス

※申請窓口：各区役所 福祉課

④推進体制の整備

【熊本市エイズ総合対策推進会議】

- ・ 令和 5 年 10 月開催
- ・ 報告書作成、エイズ対策の目標値（指標）に関する施策及び実績の報告、評価

【N G O とのパートナーシップ推進】

ボランティア団体との協働、情報提供

(2) 令和5年度～令和9年度H I V感染および性感染症の予防対策（評価）

指標及び目標値

1 H I V抗体検査数の増加

（現状）令和4年：633件 ⇒ （目標）令和9年：1,500件

2 熊本市ホームページ（H I V検査等のページ）の閲覧数の増加

（現状）令和4年：17,917件 ⇒ （目標）令和9年：21,500件

3 新規H I V感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合の減少 **新規**

（現状）令和4年：56.3% ⇒ （目標）令和9年：28.5%

① H I V抗体検査数の増加

【施策（実施内容）】

●相談検査体制

- ・予約制の休日検査（特例検査）を実施
- ・プライバシーに配慮した体制整備
- ・医療機関への委託

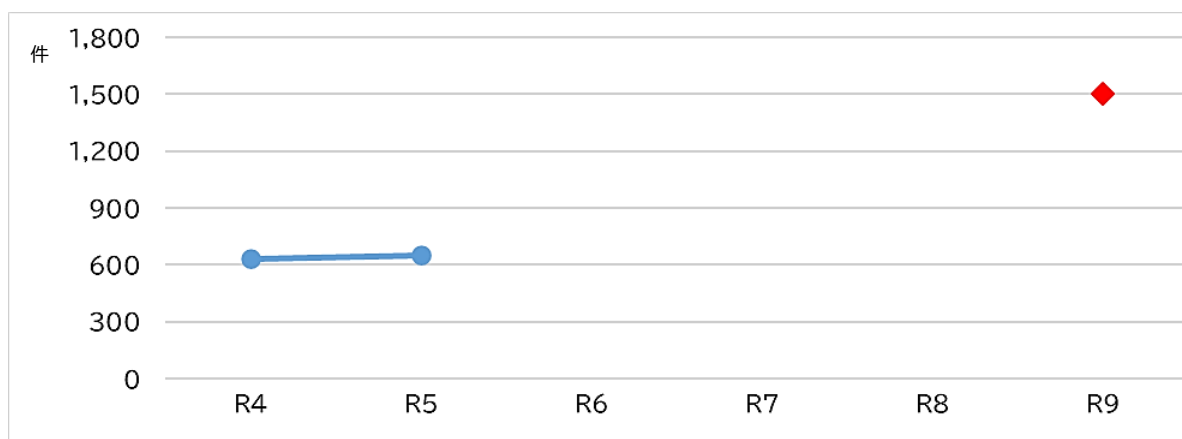
●検査に関する広報の充実

- ・ホームページ、ステッカー、検査啓発カード等の作成・配布
- ・Safety Blanketによる広報（SNS等）、ゲイコミュニティへのH I V検査案内チラシ配布

【実績】

新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年より相談検査体制を縮小していたが、体制の整備やSNS等を取り入れた広報活動を行うことにより、相談数・検査数ともに前年より増加した。

年	R4 【基準】	R5	R6	R7	R8	R9 【目標】
H I V抗体検査数（件）	633	652	－	－	－	1,500
（再掲）通常検査（件）	0	0	－	－	－	－
（再掲）即日検査（件） （検査数に占める即日検査の割合）	633 (100%)	652 (100%)	－	－	－	－
エイズ相談数（件）	682	716	－	－	－	－



【方向性】

今後は、保健所での検査体制を拡充するとともに、医療機関での委託検査の実施を検討、また、感染リスクが高いと考えられる層（青少年、MSM、性風俗従事者等）が利用しやすい体制作りに焦点を当てた取組みを行っていく必要がある。

② 熊本市ホームページ（H I V検査等のページ）の閲覧数の増加

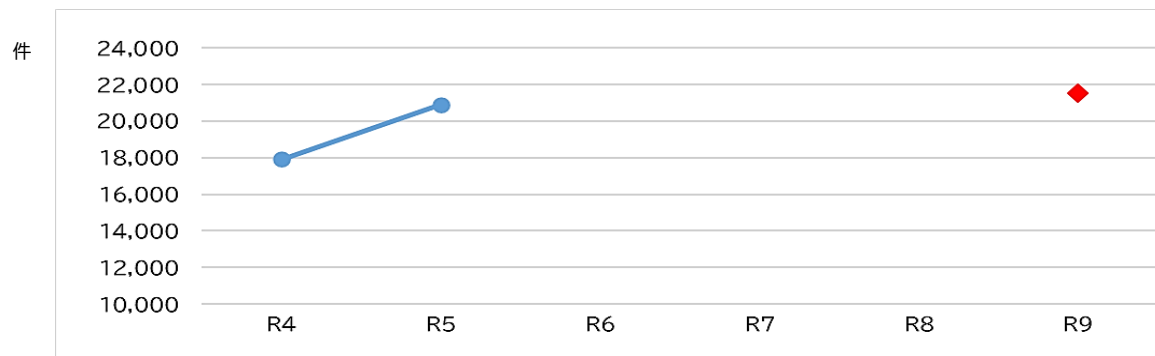
【施策（実施内容）】

●正しい知識の普及啓発

- ・ SNS、YouTube、ラジオ、市政だより等での広報
- ・ 街頭キャンペーンの実施
- ・ 啓発物の配布や掲示（ポスター、チラシ、パンフレット、グッズなど）

【実績】

年	R4 【基準】	R5	R6	R7	R8	R9 【目標】
ホームページ閲覧数（件）	17,917	20,887	－	－	－	21,500
（再掲）熊本市H I V（エイズ） 検査相談（件）	12,949	14,203	－	－	－	
（再掲）W E B 予約受付について （件）	4,823	6,684	－	－	－	



【方向性】

広く市民に対し、知識と意識の向上を図り、検査体制の周知を行う。

③ 新規H I V感染者・エイズ患者報告数に占めるエイズ患者の割合の減少（新規）

【施策（実施内容）】

●正しい知識の普及啓発

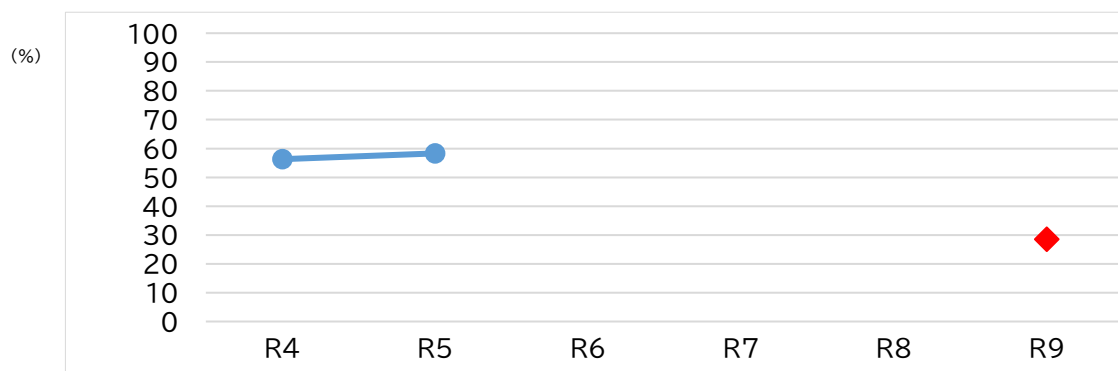
- ・早期発見・早期治療が大切であることを広く周知する

●検査体制についての啓発

- ・H I V検査の更なる浸透・普及を図る

【実績】

年	R4 【基準】	R5	R6	R7	R8	R9 【目標】
熊本県 (%)	56.3	58.3				28.5
全 国 (%)	28.5	30.3				



【方向性】

熊本県は全国に比較し、エイズを発症した状態で感染が分かる人の割合が高いことから、検査・相談体制等の更なる啓発により、全国平均（令和4年度 28.5%）以下を目指す。

(3) 令和5年 検査利用者の状況について（受検者アンケート結果）

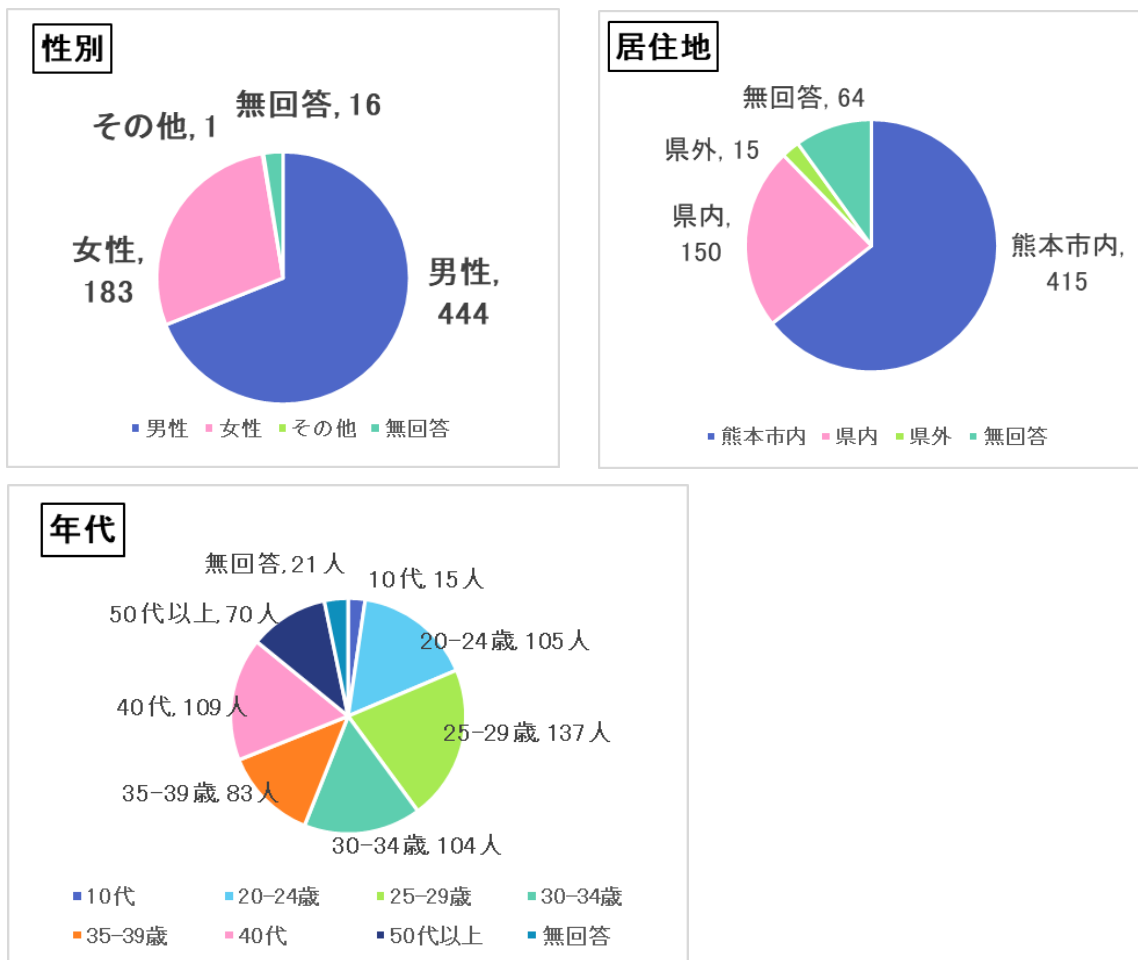
令和5年1月から12月に即日検査を利用した方へ、結果通知後に任意でアンケート調査を行った。アンケートの回収はアンケートボックスにて行い、個人が特定されないことを周知した上で回答してもらった。

【結果概要】

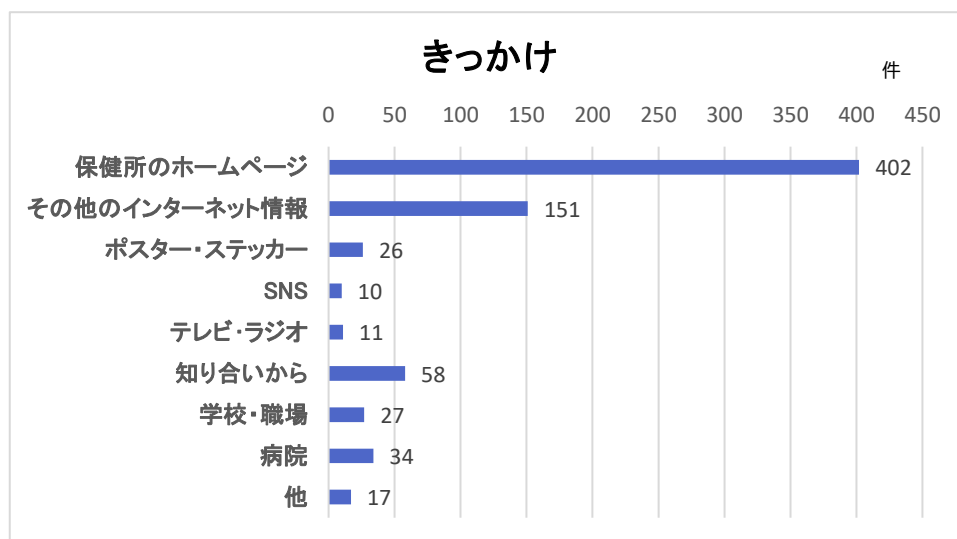
30代以下の利用が7割近くあり、ターゲットとしている若い世代への啓発が比較的効果的にできていると考えられた。検査を知ったきっかけとしては、インターネットが最も多いことから、今後も、ホームページの工夫や、SNS等を活用した啓発を続けることが望ましい。また、約3割の方が2回以上、本市保健所を利用しており、安心して受けられる体制であることが浸透していることが示唆された。

【アンケート結果】 アンケート回答数 646件（対象検査数 652件、回答率 99.1%）

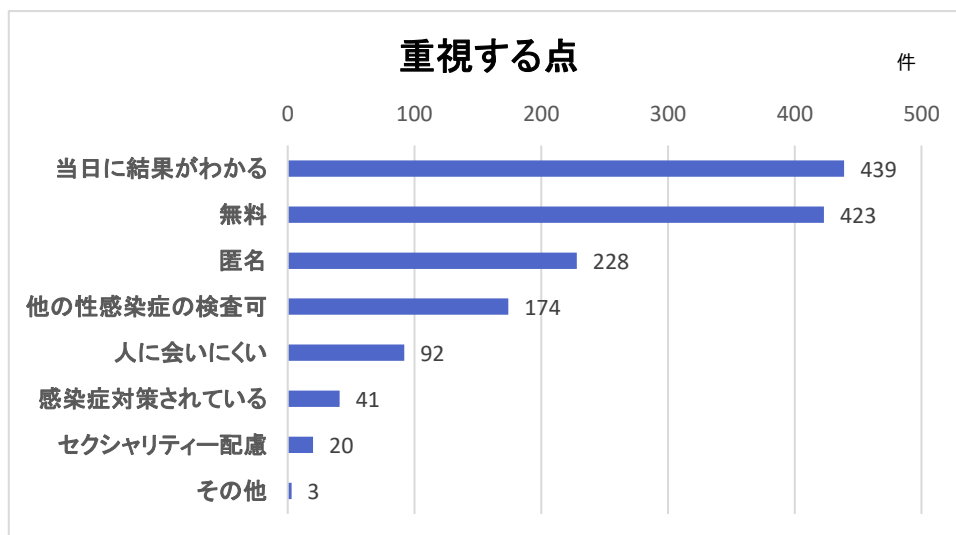
- ① 利用者の属性：男性が全体の69%を占めていた。年代は20代～30代が多かった。また、全体の64%が市内にお住まいだった。



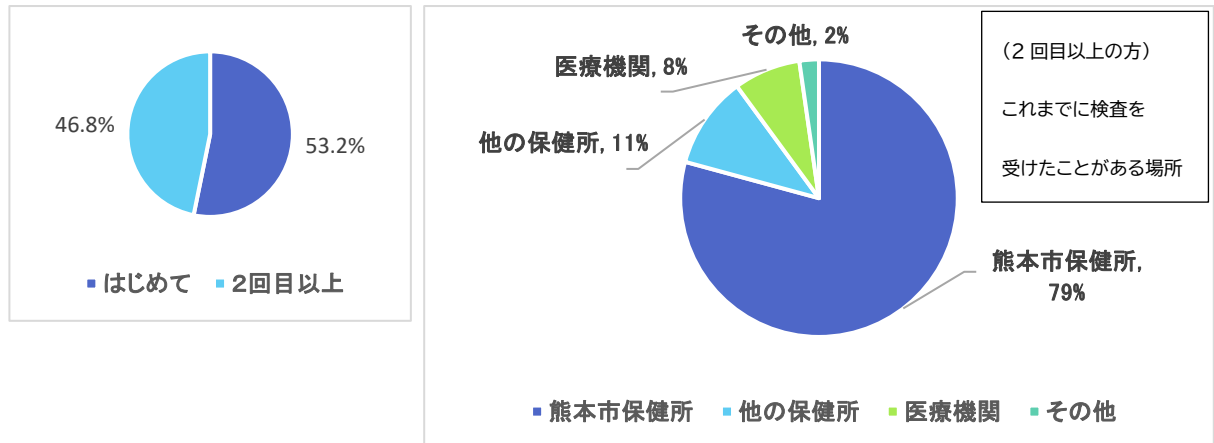
- ② 検査を知ったきっかけ：「保健所のホームページ」を含む「インターネット」が最も多く、次いで「知り合いから（口コミ）」、「病院」の順であった。インターネット検索に至った背景として、潜在的にはチラシやポスター、啓発グッズ、ステッカー、ラジオや広報誌等による情報発信の効果もあると考えられる。



- ③ 重視する点：「当日に結果がわかる」「無料」を重視する方が多かった。保健所検査（即日検査・無料・匿名）のニーズの裏付けと考えられる。



- ④ 受検回数：53%（前年度 57%）の方がはじめて検査を受けていた。2回目以上の方は、ほとんどが本市保健所を利用しており、定期的な受検ができていると考えられた。また、他の保健所や医療機関との回答もあり、ニーズに合わせて様々な検査の機会を利用していた。



【今後について】

- ・若い世代への啓発や教育に関して、LINE や Twitter 以外の SNS やインターネット等を活用した啓発方法を取り入れていく必要がある。
- ・検査体制の整備については、市民の利便性に配慮し、保健所での無料検査を継続するとともに、医療機関への検査業務委託についても検討していく。特に、リスクがあると考えられる方への対応等については、有識者の意見等も参考にしながら実施していく。

第162回エイズ動向委員会（R5年 第3・4四半期）委員長コメント

【概要】

1. 今回の報告期間は、以下の2四半期
 - 令和5年第3四半期…令和5年6月26日～令和5年9月24日
(以下A、前年同時期を α とする)
 - 令和5年第4四半期…令和5年9月25日～令和5年12月31日
(以下B、前年同時期を β とする)
2. 新規HIV感染者報告数は (A) 158件 (B) 195件
(α) 146件 (β) 157件
3. 新規AIDS患者報告数は (A) 63件 (B) 70件
(α) 50件 (β) 63件
4. HIV感染者とAIDS患者を合わせた新規報告数は
(A) 221件 (B) 265件
(α) 196件 (β) 220件

【感染経路・年齢等の動向】

1. 新規HIV感染者 :
 - 同性間性的接触によるものが (A) 112件 (B) 134件
(新規HIV感染者報告数の (A) 約71% (B) 約69%)
 - 異性間性的接触によるものが (A) 24件 (B) 29件
(新規HIV感染者報告数の (A) 約15% (B) 約15%)
そのうち (A) 男性19件：女性5件
(B) 男性23件：女性6件
 - 静注薬物によるものは (A) 1件 (B) 1件
 - 母子感染によるものは (A)、(B) 共に0件
 - 年齢別では、20～40歳代が多い。
2. 新規AIDS患者 :
 - 同性間性的接触によるものが (A) 37件 (B) 36件
(新規AIDS患者報告数の (A) 約59% (B) 約51%)
 - 異性間性的接触によるものが (A) 11件 (B) 11件
(新規AIDS患者報告数の (A) 約17% (B) 約16%)
そのうち (A) は男性10件：女性1件
(B) は男性9件：女性2件

- 静注薬物によるものは (A)、(B) 共に0件
- 母子感染によるものは (A)、(B) 共に0件
- 年齢別では、30～50 歳代が多い。

【検査・相談件数の概況（令和5年7月～12月）】

1. 保健所等におけるH I V抗体検査件数は
(A) 27,349件 (B) 28,949件
(前年同時期確定値 (α) 18,132件 (β) 24,929件)

＜上記 内訳＞

保健所におけるH I V抗体検査件数は (A) 18,069件 (B) 19,197件

自治体実施の保健所以外の検査件数は (A) 9,280件 (B) 9,752件

2. 保健所等における相談件数は (A) 21,815件 (B) 22,203件
(前年同時期確定値 (α) 16,696件 (β) 22,673件)

【献血の概況（速報値：令和5年1月～12月）】

1. 献血件数は、5,003,723件
2. そのうち H I V抗体・核酸増幅検査陽性件数は25件
10万件当たりの陽性件数は、0.500件

【まとめ】

1. 新規H I V感染者報告数は、前年同時期に比べ、第3四半期（+約8%）、4四半期（+約24%）ともに増加している。新規A I D S患者報告数は、前年同時期に比べ、第3四半期（+26%）、4四半期（+約11%）ともに増加している。
2. 新規H I V感染者報告数は20～40歳代、新規A I D S患者は30～50歳代の報告数が多く、これまでの傾向と同様である。新規H I V感染者について、幅広い年齢層の報告がある。また、報告地については、首都圏を始め都市部、また都市部以外の地域においても、増加傾向にある。
3. 保健所等におけるH I V抗体検査件数は、前年同時期に比べ、第3四半期（+約51%）、第4四半期（+約16%）ともに増加した。
保健所等における相談件数は、前年同時期に比べ、第3四半期（+約31%）は増加し、第4四半期（-約2%）はおおむね横ばいである。
4. 新型コロナウイルス感染症流行の影響により減少したと考えられる令和2、3年の保健所等での検査件数は、令和4年から増加に転じ、令和5年も引き続いて増加した。新型コロナウイルス感染症の流行以前の水準にはまだ達していないが、検査件数は回復傾向にあると考えられる。

5. 新規H I V感染者報告数の増加は、新型コロナウイルス感染症の流行以降減少していた保健所等での検査件数が回復したことが影響している可能性がある点に留意し、今後の状況を注視していく必要がある。
6. 新規A I D S患者報告数の増加は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、保健所等での検査件数が減少していたことが影響している可能性が否定できない点に留意し、今後の状況を注視していく必要がある。
7. 早期発見は、個人においては早期治療の開始、社会においては感染の拡大防止に結びつくことから、首都圏を始め都市部、また都市部以外の地域においても、H I V感染リスクのある方は、今後も保健所等における無料・匿名の検査・相談を積極的に利用していただきたい。

《令和5年 HIV感染者・AIDS患者の年間新規報告数（速報値）》

【概要】

1. 今回の報告期間は、令和5年1月1日～12月31日の1年間
2. 新規HIV感染者報告数は、669件（過去20年間で、19番目に多い報告数）
3. 新規AIDS患者報告数は、291件（過去20年間で、19番目に多い報告数）
4. HIV感染者とAIDS患者を合わせた新規報告数は960件
（過去20年間で、19番目に多い報告数）

【感染経路・年齢等の動向】

1. **新規HIV感染者：**
 - 同性間性的接触によるものが476件（全HIV感染者報告数の約71%）
 - 異性間性的接触によるものが89件（全HIV感染者報告数の約13%）
 - 静注薬物によるものは2件
 - 母子感染によるものは0件
 - 年齢別では、20～40歳代が多い。
2. **新規AIDS患者：**
 - 同性間性的接触によるものが157件（全AIDS患者報告数の約54%）
 - 異性間性的接触によるものが44件（全AIDS患者報告数の約15%）
 - 静注薬物によるものは0件
 - 母子感染によるものは0件
 - 年齢別では、30～50歳代が多い。

【検査・相談件数の概況】

1. 保健所等におけるHIV抗体検査件数は106,137件
（過去20年間で、15番目に多い件数）
2. 保健所等における相談件数は86,088件
（過去20年間で、17番目に多い件数）

《まとめ》

1. 令和5年の新規HIV感染者報告数については、令和4年より増加しており6年連続での減少から、増加に転じた。要因としては、新型コロナウイルス感染症の流行以降減少していた保健所等での検査件数が回復したことが影響している可能性がある点に留意し、今後の状況を注視していく必要がある。
2. 令和5年の新規AIDS患者報告数の増加は、新型コロナウイルス感染症の流行以降、保健所等での検査件数が減少していたことが影響している可能性が否定できない点に留意し、今後の状況を注視していく必要がある。
3. 新規HIV感染者の感染経路は、性的接触によるものが約84%（うち約84%が同性間）、新規AIDS患者では約69%（うち約78%が同性間）となっている。また、新規HIV感染者・新規AIDS患者ともに、男性が全体の9割を超えている。

4. 献血時のH I V抗体・核酸増幅検査における 10 万件当たりの陽性件数は令和 4 年と比べて減少した。しかし、依然として陽性件数があることを踏まえると、H I V感染リスクがある方は、保健所等での無料・匿名検査や医療機関による検査を受けていただきたい。
5. 新規報告数全体に占めるA I D S患者報告数の割合は、依然として約 3 割のまま推移している。A I D S発症防止のためには、H I V感染後の早期発見が重要である。H I V感染リスクがある方は、早期発見のため、積極的に保健所等での無料・匿名検査や医療機関による検査を受けていただきたい。また、保健所及び自治体におかれては、エイズ予防指針を踏まえ、利便性に配慮したH I V検査相談体制を推進していただきたい。
6. H I V感染症は予防可能な感染症であり、適切な予防策をとることが重要である。また、A I D S発症予防のためには、早期発見と早期治療が重要である。感染予防と早期発見は、社会における感染の拡大防止にもつながることから、首都圏を始め都市部、また都市部以外の地域においても、梅毒などの性感染症を含め、保健所等での無料・匿名の検査・相談や医療機関による検査を積極的にご利用いただきたい。

感染症法に基づくHIV感染者・エイズ患者情報

令和5年第4四半期までのHIV感染者及びエイズ患者の国籍別、性別、感染経路別報告数の累計

診断区分	感染経路	日本国籍			外国国籍			合計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
HIV感染者	合計	19,455	1,081	20,536	2,456	1,555	4,011	21,911	2,636	24,547
	異性間の性的接触	3,436	882	4,318	549	921	1,470	3,985	1,803	5,788
	同性間の性的接触 ^{*1}	13,922	4	13,926	1,219	1	1,220	15,141	5	15,146
	静注薬物使用	48	2	50	31	5	36	79	7	86
	母子感染	18	10	28	9	9	18	27	19	46
	その他 ^{*2}	493	42	535	114	35	149	607	77	684
	不明	1,538	141	1,679	534	584	1,118	2,072	725	2,797
エイズ患者	合計 ^{*3}	8,792	447	9,239	1,154	464	1,618	9,946	911	10,857
	異性間の性的接触	2,504	294	2,798	343	253	596	2,847	547	3,394
	同性間の性的接触 ^{*1}	4,428	3	4,431	274	2	276	4,702	5	4,707
	静注薬物使用	33	4	37	30	3	33	63	7	70
	母子感染	10	3	13	1	6	7	11	9	20
	その他 ^{*2}	316	26	342	42	18	60	358	44	402
	不明	1,501	117	1,618	464	182	646	1,965	299	2,264
HIV感染者+エイズ患者	合計	28,247	1,528	29,775	3,610	2,019	5,629	31,857	3,547	35,404
凝固因子製剤による感染者 ^{*4}		1,422	18	1,440	—	—	—	1,422	18	1,440

*1 両性間性的接触を含む。

*2 輸血などに伴う感染例、推定される感染経路が複数ある例を含む。

*3 平成11年3月31日までの病状変化によるエイズ患者報告数154件を含む。

*4「血液凝固異常症全国調査」による令和5年5月31日現在の凝固因子製剤による感染者数

※死亡者報告数

感染症法施行後の任意報告数(平成11年4月1日～令和5年12月31日)	494 名
エイズ予防法 ^{*5} に基づく法定報告数(平成元年2月17日～平成11年3月31日)	596 名
凝固因子製剤による感染者の累積死亡者数 ^{*6}	745 名

*5 エイズ予防法第5条に基づき、血液凝固因子製剤による感染者を除く。

*6 「血液凝固異常症全国調査」による令和5年5月31日現在の報告数

熊本市エイズ総合対策推進会議設置要綱

制定	平成 8 年	6 月 1 7 日	市長決裁
改正	平成 1 0 年	4 月 1 日	健康福祉局長決裁
	平成 1 1 年	4 月 1 日	健康福祉局長決裁
	平成 1 4 年	4 月 1 日	健康福祉局長決裁
	平成 1 8 年	4 月 1 日	健康福祉局長決裁
	平成 2 1 年	6 月 3 0 日	感染症対策課長決裁
	平成 2 2 年	1 0 月 1 日	感染症対策課長決裁
	平成 2 4 年	4 月 1 日	感染症対策課長決裁
	平成 2 8 年	4 月 1 日	感染症対策課長決裁
	令和 2 年	7 月 9 日	感染症対策課長決裁

(設置)

第1条 エイズについての正しい知識の普及啓発の在り方を総合的に検討し、エイズに対する偏見や差別のない「健康と生命（いのち）」を大切にするまちづくりに寄与することを目的として熊本市エイズ総合対策推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議において意見聴取等をする事項)

第2条 会議は、次の事項について意見を聴き、又は意見交換を行うものとする。

- (1) エイズの正しい知識に関する広報・啓発に関すること。
- (2) エイズ相談及び検査に関すること。
- (3) 関係機関との連絡、調整及び協力に関すること。
- (4) その他この要綱の目的の達成に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 会議の委員は、20名以内とし、次に掲げる者のうちから選定する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健・医療関係者
- (3) 教育、青少年団体関係者
- (4) 人権擁護関係者
- (5) 企業・事業所関係者
- (6) 労働団体関係者
- (7) 報道関係者
- (8) ボランティア団体関係者
- (9) その他必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会議を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年以内とし、再選を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、熊本市健康福祉局保健衛生部感染症対策課に置く。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年6月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成21年6月30日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から改正施行する。